

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 6 日

管内鉄軌道事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局鉄道部長

指定公共機関又は指定地方公共機関の事業の継続等に向けた準備について（要請）

3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。

また、4月1日に開催された第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、国内の状況は、「我が国では今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している」とされているところです。

こうした状況を踏まえ、指定公共機関又は指定地方公共機関においては業務計画に従い事業の継続等が実施できるように必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。